

市県民税の公的年金からの特別徴収（年金天引き）

65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかる市県民税の納税義務のある方は、公的年金から特別徴収（年金天引き）されます。ただし、下記の方は対象となりません。

◆介護保険料が年金から引き落としされていない方

◆引き落とされる市県民税額が老齢基礎年金等の額を超える方など

引き落としの対象となる年金とは	老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税年金からは、市県民税の引き落としはされません。
引き落としされる市県民税額は	引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した市県民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した市県民税額は、これまでどおり給与所得からの引き落とし、又は納付書で納めていただくこととなります。
引き落としが中止となる場合は	引き落とし開始後、市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり普通徴収（納付書により市の窓口や金融機関などで納める方法）により納めていただくこととなります。

平成21年度に年金天引きされた方

(例) 市県民税の年税額が9万円（年金所得のみ）の場合

年金から引き落とし（特別徴収）						
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円
算出方法	前年度2月と同じ額			平成22年度の年税額の残り1/3ずつ		

【問合せ】 課税係 ☎73-8801



【夜間納税相談】

6月10日、24日(木)

17:30~20:00

場所 小城市庁舎1階
税務課

【問合せ】

税務課（小城市庁舎）

☎73-8810

☎73-8801

市税等 納期のお知らせ

市税等の納期は、次の表のとおりです。

税目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税（普通徴収）				1期		2期		3期			4期		
固定資産税			1期		2期					3期		4期	
軽自動車税			全期										
国民健康保険税（普通徴収）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※市税等の納付期限日は、上記表の各税該当月の月末（月末が土・日の場合は、金融機関の翌営業日）となります。ただし、固定資産税（3期）及び国民健康保険税（7期）の12月分につきましては、28日（28日が土・日の場合は、金融機関の翌営業日）が納付期限日となりますのでご注意ください。

※各市税等の納付書送付につきまして、各税第1期目の納付書送付時に年間（前納及び各期）分を送付します。上記表にて納付期限をご確認の上、金融機関等で納付をお願いします。

※納付書は一括送付のため取扱い、紛失等には特にご注意ください。

なお、納付には口座振替をご利用いただくと便利です。

【問合せ】 収納対策係 ☎73-8810

納期限を守りましょう！

6月30日(水) 納期限

●市県民税 1期

●国民健康保険税 1期